

道路構造の手引き改定対照表

第 1 3 編 照 査
13-1

新	旧	改訂理由
第 1 3 編 照 査 1. 目的 (1) 成果品の品質向上 社会資本整備を推進するうえで、建設コンサルタント業務の成果は、最も基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになる。成果品の品質向上を図り、正確性を確保するために、受注者が、本照査要領を活用することにより設計の主要事項を系統的に把握するとともに、迅速な照査が可能となる。 (2) 基本的事項の統一による照査の効率化 本照査要領は、『詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修令和 4 年 3 月）』を基本としたものであり、国土交通省では全国統一的に義務付けられているものである。愛知県においてもこれを基に、基本事項の統一により照査の効率化を図る。 本書で掲載する設計内容は、『詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修令和 4 年 3 月）』に掲載されている下記の④⑤⑦を基本としつつ、各地の建設コンサルタント協会により発行されているものから①②③⑥を加えたものである。	第 1 3 編 照 査 1. 目的 (1) 成果品の品質向上 社会資本整備を推進するうえで、建設コンサルタント業務の成果は、最も基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになる。成果品の品質向上を図り、正確性を確保するために、受注者が、本照査要領を活用することにより設計の主要事項を系統的に把握するとともに、迅速な照査が可能となる。 (2) 基本的事項の統一による照査の効率化 本照査要領は、『詳細設計照査要領（建設省大臣官房技術調査室監修平成 11 年 3 月）』を基本としたものであり、国土交通省では全国統一的に義務付けられているものである。愛知県においてもこれを基に、基本事項の統一により照査の効率化を図る。 本書で掲載する設計内容は、『詳細設計照査要領（建設省大臣官房技術調査室監修平成 11 年 3 月）』に掲載されている下記の④⑤⑦を基本としつつ、各地の建設コンサルタント協会により発行されているものから①②③⑥を加えたものである。	建設省が国土交通省に変わったことに伴う修正

道路構造の手引き改定対照表

第 1 3 編 照 査
13-2

新	旧	改訂理由																						
応じて、適宜照査項目を追加することとする。また、照査項目の決定は、業務に着手する前だけでなく、業務の途中や段階ごとでも、必要に応じて追加し、打合せにより決定することとする。 (3) 各照査段階において、照査内容が未定であったり、一度で確認が済まない場合や条件決定が順不同と、確認が済んだ事項に○印と日付を記入し、未確認項目が明確になるようにするものとする。 (4) 愛知県発注の業務においては、照査報告書に本照査要領に基づき作成した資料を添付するものとする。 (5) 6. 照査一覧表 に発注者側においても特に留意すべき項目をゴシック体太文字で表記した。ここでは、設計の内容に関わらず、代表的な項目の例を表に記載したので、常に念頭において業務を進めるとよい。また、手引きの代表的な関連箇所を【 】で表記した。 表 3.1 発注者側においても留意すべき事項の例 <table><tr><th>項目</th><th>主な内容</th></tr><tr><td rowspan="2">設計の目的、主旨</td><td>事業の目的、主旨、効果を把握した上で最適な設計か。</td></tr><tr><td>機能（事業の目的と合致、渋滞対策、線形改良等）と工費のバランスがとれているか。</td></tr><tr><td rowspan="5">設計条件</td><td>道路の機能（位置づけ、性格付け）を確認したか。</td></tr><tr><td>計画交通量、道路規格、設計速度、幅員構成を確認したか。</td></tr><tr><td>コントロールポイントとすべき物件を確認したか。</td></tr><tr><td>設計の起終点は明確になっているか。前後区間との整合は図れているか。</td></tr><tr><td>関連する事業や計画と整合がとれているか。（道路、河川、鉄道、他自治体、占用者事業、民間開発等）</td></tr></table>	項目	主な内容	設計の目的、主旨	事業の目的、主旨、効果を把握した上で最適な設計か。	機能（事業の目的と合致、渋滞対策、線形改良等）と工費のバランスがとれているか。	設計条件	道路の機能（位置づけ、性格付け）を確認したか。	計画交通量、道路規格、設計速度、幅員構成を確認したか。	コントロールポイントとすべき物件を確認したか。	設計の起終点は明確になっているか。前後区間との整合は図れているか。	関連する事業や計画と整合がとれているか。（道路、河川、鉄道、他自治体、占用者事業、民間開発等）	応じて、適宜照査項目を追加することとする。 (3) 各照査段階において、照査内容が未定であったり、一度で確認が済まない場合や条件決定が順不同と、確認が済んだ事項に○印と日付を記入し、未確認項目が明確になるようにするものとする。 (4) 愛知県発注の業務においては、照査報告書に本照査要領に基づき作成した資料を添付するものとする。 (5) 6. 照査一覧表 に発注者側においても特に留意すべき項目をゴシック体太文字で表記した。ここでは、設計の内容に関わらず、代表的な項目の例を表に記載したので、常に念頭において業務を進めるとよい。また、手引きの代表的な関連箇所を【 】で表記した。 表 3.1 発注者側においても留意すべき事項の例 <table><tr><th>項目</th><th>主な内容</th></tr><tr><td rowspan="2">設計の目的、主旨</td><td>事業の目的、主旨、効果を把握した上で最適な設計か。</td></tr><tr><td>機能（事業の目的と合致、渋滞対策、線形改良等）と工費のバランスがとれているか。</td></tr><tr><td rowspan="5">設計条件</td><td>道路の機能（位置づけ、性格付け）を確認したか。</td></tr><tr><td>計画交通量、道路規格、設計速度、幅員構成を確認したか。</td></tr><tr><td>コントロールポイントとすべき物件を確認したか。</td></tr><tr><td>設計の起終点は明確になっているか。前後区間との整合は図れているか。</td></tr><tr><td>関連する事業や計画と整合がとれているか。（道路、河川、鉄道、他自治体、占用者事業、民間開発等）</td></tr></table>	項目	主な内容	設計の目的、主旨	事業の目的、主旨、効果を把握した上で最適な設計か。	機能（事業の目的と合致、渋滞対策、線形改良等）と工費のバランスがとれているか。	設計条件	道路の機能（位置づけ、性格付け）を確認したか。	計画交通量、道路規格、設計速度、幅員構成を確認したか。	コントロールポイントとすべき物件を確認したか。	設計の起終点は明確になっているか。前後区間との整合は図れているか。	関連する事業や計画と整合がとれているか。（道路、河川、鉄道、他自治体、占用者事業、民間開発等）	記載内容に不足があったため追記
項目	主な内容																							
設計の目的、主旨	事業の目的、主旨、効果を把握した上で最適な設計か。																							
	機能（事業の目的と合致、渋滞対策、線形改良等）と工費のバランスがとれているか。																							
設計条件	道路の機能（位置づけ、性格付け）を確認したか。																							
	計画交通量、道路規格、設計速度、幅員構成を確認したか。																							
	コントロールポイントとすべき物件を確認したか。																							
	設計の起終点は明確になっているか。前後区間との整合は図れているか。																							
	関連する事業や計画と整合がとれているか。（道路、河川、鉄道、他自治体、占用者事業、民間開発等）																							
項目	主な内容																							
設計の目的、主旨	事業の目的、主旨、効果を把握した上で最適な設計か。																							
	機能（事業の目的と合致、渋滞対策、線形改良等）と工費のバランスがとれているか。																							
設計条件	道路の機能（位置づけ、性格付け）を確認したか。																							
	計画交通量、道路規格、設計速度、幅員構成を確認したか。																							
	コントロールポイントとすべき物件を確認したか。																							
	設計の起終点は明確になっているか。前後区間との整合は図れているか。																							
	関連する事業や計画と整合がとれているか。（道路、河川、鉄道、他自治体、占用者事業、民間開発等）																							